

第二期中期目標期間の終了（第三期中期目標期間の開始）に向けた今後の手続について

1. 経緯

公立大学法人三重県立看護大学においては、第二期中期目標期間が令和3年3月31日をもって満了することから、来年度中に以下2点について対応することが必要となっております。

①第二期中期目標期間終了時における検討

②第三期中期目標・計画の策定

2. ①について

1) 概要

地方独立行政法人法第79条の2の第1項に基づき、三重県知事は、第二期中期目標期間の終了時に見込まれる実績に関する評価が行われた後、第二期中期目標期間の終了時まで、当該法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方及びその組織と業務の全般について検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずる必要があります。また、同条第2項に基づき、当該検討を行う際には、評価委員会の意見を聴く必要があり、第3項において、その内容を公表することとされています。

2) 検討方法 ※資料2-2参照

次の2つの評価結果等を踏まえ、県事務局において検討を行い、その結果を「第二期中期目標期間終了時における検討について（仮称）」として報告書にまとめます。

① 三重県公立大学法人評価委員会による年度評価、見込評価

② 認証評価機関による認証評価

その後、「第二期中期目標期間終了時における検討について（仮称）」について評価委員会に諮り、意見をお聴きさせていただきたいと考えております。

2. ②について

1) 概要

地方独立行政法人法第25条及び第26条に基づき、第三期中期目標を策定、法人へ指示し、第二期中期計画の認可を行う必要があります。

また、策定、認可の際には、あらかじめ評価委員会の意見を聴くこととなっているため、各策定プロセスで報告を行い、意見等を聴きながら作業を進めて

いくことを想定しており、基本的には、第二期中期目標・計画の策定の際のスケジュールに沿った形で作業を進めていきたいと考えています。

2) 今後の予定について

第二期中期目標策定時と同様に本年度12月頃を目途に、何らかの形で第三期中期目標策定方針(案)及びスケジュール(案)を評価委員の皆様にお諮りさせていただきたいと考えています。

これらの案を作成するにあたっては、法人と意見調整を行いながら実施し、具体的な内容については、今後検討を進めていきたいと考えております。

3. 今後の暫定スケジュール ※資料2-3参照

これは、第一期スケジュールを基に暫定でお示しするものです。

今後、皆様からご意見を伺いながら、本年度12月を目途に正式な案として整理していきたいと考えております。

	中期目標・中期計画	終了時の検討	令和元年度実績評価
令和元年8月	・概要説明(事務局)	・概要説明(事務局)	
令和元年12月	・策定方針・スケジュール決定		
令和2年5月 【第1回委員会】	・第二期中期目標・中期計画審議 <u>※常任委員会にて、第二期中期目標策定スケジュールを報告</u>		
令和2年6月 【第2回委員会】	・第二期中期目標(中間案)策定・中期計画審議 <u>※常任委員会にて、第二期中期目標(中間案)を報告</u>	・報告書の説明(事務局)、意見聴取	・実績報告書に対するヒアリング
令和2年7月 【第3回委員会】	・第二期中期目標・中期計画審議	・報告書に対する評価委員会の意見決定	・評価結果について委員間討議
令和2年8月 【第4回委員会】	・第二期中期目標(最終案)策定・中期計画審議 <u>※パブリックコメント実施</u>		・評価結果審議・決定 <u>※評価結果議会報告</u>

令和2年10月 【第5回委員会】	・第二期中期目標に対する意見決定 <u>※常任委員会にて、第二期中期目標（最終案）を報告</u>		
令和2年11月 【第6回委員会】	・第二期中期計画審議・意見決定 <u>※第二期中期目標議会上程（12月下旬議決）</u>		
令和2年12月	<u>※常任委員会にて、第二期中期目標の議案補充説明</u>		
令和3年2月	・第二期中期計画認可申請（法人）		
令和3年3月	・第二期中期計画認可（知事）		

4. 参考 ※地方独立行政法人法

（中期目標）

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）
- 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- 四 財務内容の改善に関する事項
- 五 その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（中期計画）

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するた

めとるべき措置

- 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
 - 四 短期借入金の限度額
 - 五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
 - 六 剰余金の使途
 - 七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項
- 3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
 - 4 設立団体の長は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。
 - 5 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

（中期目標等の特例）

第七十八条 公立大学法人に関する第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「三年以上五年以下の期間」とあり、及び同条第二項第一号中「前項の期間の範囲内」とあるのは、「六年間」とする。

- 2 公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第二十五条第二項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。
- 3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。
- 4 公立大学法人に関する第二十六条第四項の規定の適用については、同項中「事項」とあるのは、「事項及び第七十八条第二項に定める事項」とする。

（中期目標の期間の終了時の検討の特例）

- 第七十九条の二 設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について第七十八条の二第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時まで、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。
- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。
 - 3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。